

総合評価落札方式における評価に関するガイドライン  
(建設コンサルタント等業務)

令和6年12月

名古屋高速道路公社 技術管理室

## 0. はじめに

本ガイドラインは、総合評価落札方式で発注する建設コンサルタント等業務を対象とし、総合評価落札方式に関する一般的な事項を示したものです。詳細な内容については、各業務の入札公告をご確認ください。

## 1. 総合評価落札方式に関する事項

### (1) 総合評価の方法

① 技術提案等の内容に応じ、次のア～ウの評価項目毎に評価を行い、技術点を付与します。

なお、技術点の最高点は60点、最低点は0点とします。（技術評価の配点合計が60点でない場合は、配点合計を60点換算し得点を算出する。）技術点の算出方法は、以下のとおりとします。（技術点は小数第五位を四捨五入）

技術点＝（技術点の最高得点（60点））×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

ア 基本事項評価（企業）

イ 基本事項評価（技術者）

ウ 技術提案書

② 価格点の算定方法は以下のとおりとします。

価格点＝価格点の配分点×（1－入札価格／予定価格）

なお、価格点の配分点は入札公告によることとします。

③ 総合評価は、入札者の申込みに係る上記①により得られた技術点と当該入札者の入札価格から上記②により求められる価格点の合計（以下「評価値」という。）をもって行います。

### (2) 入札の評価に関する基準

技術提案等の評価項目、評価基準並びに評価のウェイトを以下に示します。

なお、評価基準並びに評価のウェイトは業務内容により異なるため、詳細については各業務の入札公告をご確認ください。

①基本事項（企業）

評価項目	評価の着目点		配点	
		判断基準		
基本事項（企業）	企業	業務実績	平成 26 年度以降申込書提出日までに完了した同種又は類似業務の実績 1 件を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績を有する。 ②類似業務の実績を有する。	① 2 ② 1
		※1) 業務成績	令和元年度以降申込書提出日までに完了した同種又は類似業務の業務成績評定点を下記の順位で評価する。 ① 76 点以上 ② 73 点以上 76 点未満 ③ 70 点以上 73 点未満 ④ 60 点以上 70 点未満 ⑤ 60 点未満 ただし、他機関発注における同種又は類似業務の業務成績評定点については、低減率（0.94）を乗じて得た評定点を評価する。	① 4 ② 3 ③ 2 ④ 1 ⑤ 0
		※2) (優良表彰の有無) 企業信頼度	令和元年度から令和5年度まで（過去5年間・表彰年度）の優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 公社又は他団体の表彰の実績を有する。 ② 上記以外 ※他団体：国土交通省、各高速道路会社、都道府県、政令指定都市 ※※申込書等の提出期限が令和6年度の公社表彰式以降の場合は、令和2年度から令和6年度まで	① 2 ② 0
		※3) 業務拠点	業務拠点を下記の順位で評価する。 ① 名古屋高速道路整備計画路線管内に本店を有する。 ② 名古屋高速道路整備計画路線管内に支店又は営業所を有する。若しくは、愛知県内に本店を有する。 ③ 上記以外 ※名古屋高速道路整備計画路線管内：名古屋市、小牧市、一宮市、清須市、豊山町、東海市、北名古屋市	① 2 ② 1 ③ 0
		(地域での業務経験) 地域精進度	平成 26 年度以降に完了した業務における地域での業務経験を下記の順位で評価する。 ① ●●地域における○○に関する業務経験を有する。 ② △△地域における○○に関する業務経験を有する。 ③ 上記以外 ※●●地域：○○市、△△地域：□□市・▲▲町	① 2 ② 1 ③ 0

		<p style="text-align: center;">(地域貢献度) 企業信頼度</p>	<p>名古屋高速道路整備計画路線管内において、公社、国の機関、自治体等から、災害復旧等の地域貢献度に関する実績がある場合に下記のとおり評価する。</p> <p>①災害復旧等に関する表彰又は感謝状（過去5年間）を受けた実績を有する。</p> <p>②要請を受けて緊急的に実施した災害支援活動（過去5年間）の実績を有する。</p> <p>③災害協定を締結している。</p> <p>④上記以外</p>	<p>① 3 ② 2 ③ 1 ④ 0</p>
		<p style="text-align: center;">不誠実な行為 事故及び</p>	<p>申込書提出日において以下の期間内である場合に評価点を減じるものとする。</p> <p>なお、公社発注の建設コンサルタント業務等に係る措置に限る。</p> <p>①該当なし</p> <p>②文書注意措置後1ヶ月間</p> <p>③口頭注意措置後1ヶ月間</p>	<p>① 0 ② (-2) ③ (-1)</p>

②基本事項（技術者）

評価項目	評価の着目点		配点	
		判断基準		
基本事項（技術者）	管理技術者	資格 ※5)	下記の順位で評価することを標準とする。 ①技術士 ②上記以外のもの 【資格は業務内容に応じて設定】	① 3 ② 1
		業務実績	平成 26 年度以降申込書提出日までに完了した同種又は類似業務の実績 1 件を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績を有する。 ②類似業務の実績を有する。	① 3 ② 1
		業務成績 ※6)	令和元年度以降申込書提出日までに完了した同種又は類似業務の技術者の成績評定点を下記の順位で評価する。なお、管理技術者又は担当技術者の評定点がない場合は、加点がない。 ① 79 点以上 ② 78 点以上 79 点未満 ③ 77 点以上 78 点未満 ④ 76 点以上 77 点未満 ⑤ 75 点以上 76 点未満 ⑥ 74 点以上 75 点未満 ⑦ 73 点以上 74 点未満 ⑧ 72 点以上 73 点未満 ⑨ 70 点以上 72 点未満 ⑩ 60 点以上 70 点未満 ⑪ 60 点未満、管理技術者又は担当技術者の評定点がない。 ただし、他機関発注における同種又は類似業務の技術者の成績評定点（管理技術者又は担当技術者の評定点）については、低減率（0.94）を乗じて得た評定点を評価する。	① 10 ② 9 ③ 8 ④ 7 ⑤ 6 ⑥ 5 ⑦ 4 ⑧ 3 ⑨ 2 ⑩ 1 ⑪ 0
		技術者信頼度 （CPDの取得状況、優良表彰の有無） ※7)	令和5年度（過去1年間）のCPD取得状況及び、令和元年度から令和5年度まで（過去5年間・表彰年度）に、業務における優良技術者表彰の経験について、管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を下記の順位で評価する。 ①CPDが対象団体の年間推奨単位を満たしている。または公社の表彰の実績を有する。 ②他団体の表彰の実績を有する。 ③上記以外  ※CPDの対象団体（土木系業務の場合）：建設系CPD協議会の構成団体 ※CPDの対象団体（施設系業務の場合）：建設系CPD協議会の構成団体、建築CPD運営会議及び電気学会  ※※他団体：国土交通省、各高速道路会社、都道府県、政令指定都市 ※※※申込書等の提出期限が令和6年度の公社表彰式以降の場合は、令和2年度から令和6年度まで	① 4 ② 2 ③ 0

基本事項 (技術者)	管理技術者	(地域での業務経験) 地域精通度	平成 26 年度以降に完了した業務における地域での業務経験を下記の順位で評価する。 ①●●地域における○○に関する業務経験がある。 ②△△地域における○○に関する業務経験がある。 ③上記以外 ※●●地域：○○市、△△地域：□□市・▲▲町 ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。	① 3 ② 1 ③ 0
---------------	-------	---------------------	--	-------------------

- ※ 1) 令和元年度以降申込書提出日までに完了した同種又は類似業務の業務成績評定点（ただし、他機関発注業務については、業務成績表定点に低減率（0.94）を乗じるものとします。）
- ※ 2) 令和元年度から令和 5 年度まで（過去 5 年間・表彰年度）の公社又は他団体（国土交通省、各高速道路会社、都道府県及び政令指定都市をいう。）における優良業務表彰の有無（業務種別は問わない。）（申込書等の提出期限が令和 6 年度の公社表彰式以降の場合は、令和 2 年度から令和 6 年度までとします。）
- ※ 3) 本店、支店、営業所の所在地が名古屋高速道路整備計画路線管内（名古屋市、小牧市、一宮市、清須市、豊山町、東海市、北名古屋市）又は愛知県内にあるか否か
- ※ 4) 申込書提出日において、公社発注の建設コンサルタント業務等に係る措置として、文書注意措置 1 ヶ月、口頭注意措置 1 ヶ月の期間内にあるか否か
- ※ 5) 保有する資格の種類
- ※ 6) 令和元年度以降申込書提出日までに完了した同種又は類似業務の業務成績評定点（管理技術者又は担当技術者の評定点）（ただし、他機関発注業務については、業務成績表定点（管理技術者又は担当技術者の評定点）に低減率（0.94）を乗じるものとします。なお、管理技術者又は担当技術者の評定点がない場合は、加点がありません。）
- ※ 7) 令和 5 年度の 1 年間に対象団体の CPD 単位を年間推奨基準以上取得しているか否か、及び公社又は他団体（国土交通省、各高速道路会社、都道府県及び政令指定都市をいう。）が発注した業務における令和元年度から令和 5 年度まで（過去 5 年間・表彰年度）の優良技術者表彰の有無（業務種別は問わない。）（受賞者名が個人名である必要があります。会社名の場合は認められませんのでご注意ください。）（申込書等の提出期限が令和 6 年度の公社表彰式以降の場合は、令和 2 年度から令和 6 年度までとします。）

③技術提案書（※評価テーマについては入札公告で示されている場合のみ対象）

評価項目	評価の着目点		配点
		判断基準	
実施方針	業務理解度※ <sup>1</sup>	①業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	30 (20) <sup>※2</sup>
	課題対応方針	②業務課題に応じた対応方針について、提案根拠が明確で、実現性のある対策の場合に評価する。 （※対応方針は4つまでとし、5つ以上の提案がなされた場合は、提案順（記載順）に4件のみを評価対象とする。）	
	実施手順	③業務フローと業務工程表との間に整合性がある場合に評価する。	
		④業務フローまたは業務工程表に課題対応の時期が示されており、整合性がある場合に評価する。	
		⑤工程に対し、人的体制、技術的な応援体制、手戻り防止の業務評価体制、工程管理の実現性が示されている場合に評価する。	
	品質向上	⑥業務成果の品質向上（ミス防止体制など）の記載内容に具体性がある場合に評価する。	
現地体制	【測量・地質・用地等 現地での作業が主となる業務】 ⑦業務を遂行する上で確保される実施体制の適切性が高く、業務の経験者や専門技術者が配置されている場合に評価する。		
評価テーマ ※ <sup>2</sup>	基本	評価テーマにおける問題、課題、留意点等が明確に示されている場合に評価する。	— (10) <sup>※2</sup>
	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	
		課題、留意点に対しての技術的工夫等の提案がされており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	
	実現性	提案内容に説得力があり実現性が高い場合に優位に評価する。	
提案内容の実現性を裏付ける技術的工夫の実績などが明示されている場合に優位に評価する。			

※1）業務理解度について、適切な記載がない場合は入札を無効とします。

※2）評価テーマについては入札公告で示されている場合のみ対象とします。また、評価テーマがある場合の配点は括弧内の点数とします。

(3) 落札者の決定方法

① 入札参加者は価格をもって入札します。次の条件を満たした者のうち、(1)総合評価の方法によって得られた評価値が最も高い者を落札者候補者とします。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 入札価格の積算内訳が低入札要綱第4条に基づく失格判断基準に該当しないこと。

② 落札候補者に対して事後審査を行い、競争参加資格を満たしていること及び技術資料の内容を確認したうえで落札者を決定します。

③ 低入札価格調査の対象となった場合

落札候補者が低入札価格調査の対象となった場合には、調査のうえ、落札者を決定します。

さらに、その者が低入札価格調査の結果失格となった場合は、他の入札参加者のうち評価値が

最も高い者を落札候補者とします。

- ④ ①において、評価値が最も高い者が2者以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決めます。

(4) 評価内容の担保

① 技術提案内容の取扱い

技術提案書に記載された内容のうち公社が指定する技術提案については、契約図書（技術提案特記仕様書）に記載し、履行を確保するものとします。ただし、履行できない状況が発生した場合は、公社と受注者が協議するものとします。

② 契約額の減額

業務完了前において、契約図書に記載の技術提案が受注者の責により履行されなかった場合、再度の履行が可能なきときは、引き続き債務として存続するため履行期間を延長するものとします。技術提案の性格から、再度の履行が困難又は合理的でないときは、不履行の状況に応じて次式により契約額の減額を行います。ただし、減額は契約額の10%を上限とします。

減額（入札価格の金額単位で切り捨て）

$$= (\text{契約図書に記載の技術提案に係る契約時技術点} - \text{契約図書に記載の技術提案に係る不履行時技術点}) \\ \times \text{当初予定価格} \div \text{価格点の配分点}$$

③ 業務成績評定の減点

業務完了後の検査において、契約図書に記載の技術提案が受注者の責により履行されなかった場合、不履行の状況に応じて次式により業務成績評定の減点を行います。

減点（小数点以下第1位切り捨て）

$$= 10 \times \{1 - (\text{契約図書に記載の技術提案に係る不履行時技術点} \div \text{契約図書に記載の技術提案に係る契約時技術点})\}$$

(5) 技術提案の内容の審査結果は、入札参加者に対して落札者の決定後、速やかに通知します。

(6) 技術提案の内容の審査結果に対する説明

技術提案の内容の審査結果に疑問のある者は、理事長に対してその内容について、次に従い、書面により説明を求めることができます。

① 提出期限 審査結果を通知した日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内の毎日午前10時00分から午後4時00分まで

② 提出場所 〒462-0008 名古屋市中区栄一丁目8番16号  
名古屋高速道路公社 総務部総務課（契約・財産管理担当）  
電話052-222-8417

③ 提出方法 書面は持参又は郵送等により提出するものとし、電送によるものは受け付けません。

なお、郵送等の場合は、提出期限前日の正午までに必着とします。

理事長は、説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面により回答します。

2. 総合評価の加算点申告表について

総合評価の加算点申告表は、入札公告 別記様式3（P.8参照）により作成してください。詳細は

1. (2) ①及び②のとおりとします。

3. 調査基準価格及び失格判断基準について

調査基準価格及び失格判断基準については、公社ホームページ内の「建設コンサルタント等業務の調査基準価格・失格判断基準・最低制限価格の算定式」によることとします。



### 加算点申告表

業務名:

業務場所:

**【記入上の注意】**

- ・ 黄色着色のセルは直接入力してください。
- ・ 橙色着色のセルは、セル中の選択項目から選択してください。加算点・減点は選択した内容に応じて自動で表示されます。
- ・ 加算点を過大に及び減点を過小に申告した場合、入札公告に記載の方法で減点しますので、ご注意ください。
- ・ 評価項目及び評価基準の詳細については、必ず別紙1「総合評価落札方式に関する事項」で確認してください。

会社名	企業										管理技術者							加算点等計			
	業務実績		業務成績		企業信頼度		業務拠点		事故及び不誠実な行為		資格		業務実績		業務成績		技術者信頼度 (CPDの取得状況、優良表彰の有無)		手持ち業務		
	同種又は類似業務	加算点	評定点	加算点	表彰実績	加算点	所在地	加算点	措置	減点	資格	加算点	同種又は類似業務	加算点	評定点	加算点	実績		加算点	手持ち業務	-
〇〇〇〇株式会社			60点未満	0	上記以外	0	上記以外	0	該当なし	0					60点未満	0	実績なし	0	要件を満たす	○	0
評価基準	同種業務	2	76点以上	4	公社及び他団体の実績あり	2	管内に本店	2	該当なし	0	技術士	3	同種業務	3	79点以上	10	CPDの年間推奨単位を満たしている、又は公社の表彰実績あり	4	要件を満たす	○	(最大30点)
	類似業務	1	73点以上76点未満	3	上記以外	0	管内に支店又は営業所、県内に本店	1	文書注意	-2	上記以外	1	類似業務	1	78点以上79点未満	9	他団体の表彰実績あり	2	要件を満たさない	×	
			70点以上73点未満	2			上記以外	0	口頭注意	-1					77点以上78点未満	8	実績なし	0	5億円未満 かつ10件未満		
			60点以上70点未満	1											76点以上77点未満	7					
			60点未満	0											75点以上76点未満	6					
															74点以上75点未満	5					
															73点以上74点未満	4					
															72点以上73点未満	3					
															70点以上72点未満	2					
															60点以上70点未満	1					
														60点未満	0						
											配置予定技術者氏名										

**【同種業務の成績】**

業務成績入力	
採用評定点	0
判定	60点未満

← 業務成績評定通知書に記載されている点数を入力する。

業務成績の発注機関	公社	
判定	1	
	公社	1
	他機関	0

**【同種業務の技術者の成績】**

業務成績入力	
採用評定点	0
判定	60点未満

← 業務成績評定通知書(管理技術者、担当技術者)に記載されている点数を入力する。

業務成績の発注機関	公社	
判定	1	
	公社	1
	他機関	0

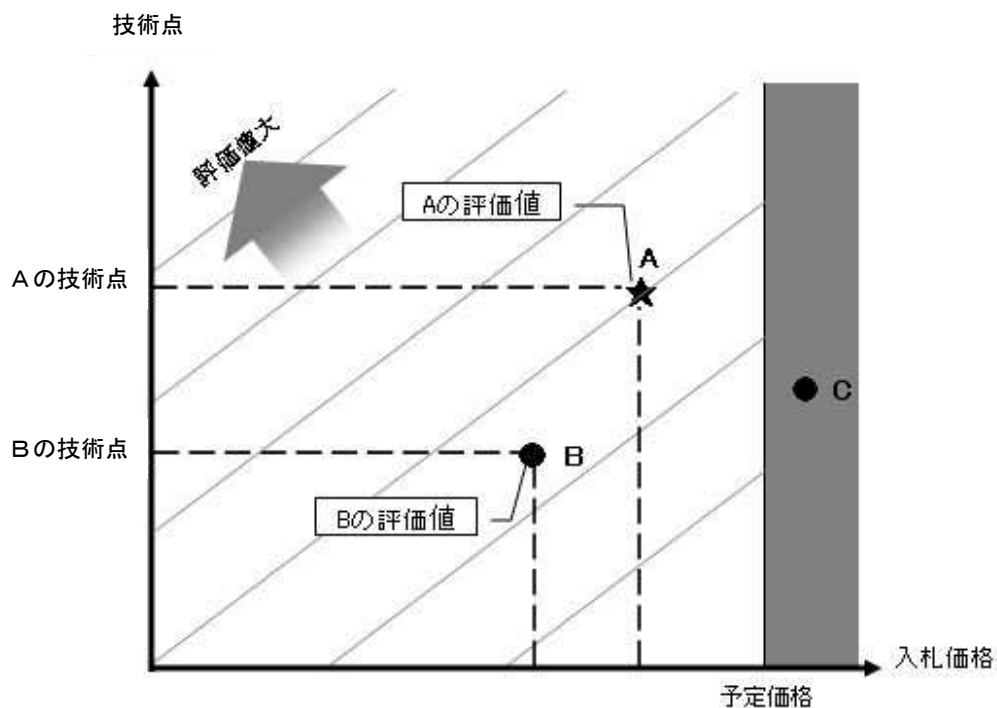
### 総合評価落札方式の内容

総合評価落札方式は、1. (1)及び(3)の方法により落札者を決定します。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{価格点} + \text{技術点} \\ &= \text{価格点の配分点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) + \text{技術点} \end{aligned}$$

※評価値については、小数第5位切り捨て。

#### 総合評価落札方式のイメージ



■ は、「要件(入札価格が予定価格の範囲内)を満足しない領域

- × C社は、「要件」を満たしていない。  
入札価格 > 予定価格
- × B社は、入札価格（価格点）では上位だが、評価値がA社を下回る。
- A社は、要件をクリアし、評価値が最も高いので落札者となる。